



厚生労働省が受動喫煙防止対策強化に乗り出す！

国は動き出した

平成28年10月12日（水）に、厚生労働省は、2020年の東京オリンピック・パラリンピックを見据えて、受動喫煙防止対策の一環として、喫煙者本人や施設管理者への罰則付きで医療機関や学校は敷地内全面禁煙とするたたき台を発表した。

基本的な考え方は、施設の用途・利用者・利用者がその施設を選択できるかどうかを勘案して、①建物内禁煙、②敷地内禁煙、③原則建物内禁煙で喫煙室設置可の3分類を示した。

これらの対策の実効性を担保するため、施設利用者は、喫煙禁止場所で喫煙をしない義務を、施設管理者は、喫煙禁止場所の範囲や喫煙室の位置等を掲示する義務、喫煙禁止場所において喫煙器具等を設置しない義務、喫煙室の設備・構造を受動喫煙防止対策のための技術的基準に適合させる義務が課される。さらに、施設管理者には、喫煙禁止場所において喫煙者を発見した場合に喫煙を止めることを喫煙者に求める努力義務や喫煙室への未成年者の立入りを防止する努力義務が課されることになっている。

さらに、義務違反者には、勧告・命令等を行い、それでもなお義務に違反する場合には罰則を適用することとなっている（喫煙室に係る記述的基準や罰則については詳細検討中）。

受動喫煙防止対策の内容（たたき台）

官公庁	①建物内禁煙
社会福祉施設	①建物内禁煙
運動施設（スタジアム等）	①建物内禁煙
医療機関	②敷地内禁煙
小学校、中学校、高校	②敷地内禁煙
大学	①建物内禁煙
サービス業 （飲食店、ホテル・旅館（ロビーほか共用部分）等のサービス業施設）	③原則建物内禁煙（喫煙室設置可）
事務所（職場）	③原則建物内禁煙（喫煙室設置可）
ビル等の共有部分	③原則建物内禁煙（喫煙室設置可）
駅、空港ビル、船着場、バスターミナル	③原則建物内禁煙（喫煙室設置可）
バス、タクシー	①全面禁煙
鉄道、船舶	③原則禁煙（喫煙室設置可）

自民党・受動喫煙防止議員連盟も働きかけ

平成28年10月25日（火）に自民党の受動喫煙防止議員連盟会長の山東昭子元参院副議長が、首相官邸で菅義偉官房長官と会い、2020年の東京五輪・パラリンピックに向けた受動喫煙防止対策として、たばこ税の増税にあわせ、たばこ1箱の価格を1,000円以上に引き上げるよう申し入れた。菅官房長官は、「五輪もあり、いいタイミングだ」と応じ、受動喫煙防止のための法整備を急ぐ考えを示した。

受動喫煙防止対策強化検討チームワーキンググループの公開ヒアリング開催

平成28年10月31日（月）には、10月12日に発表された「受動喫煙防止対策の強化について（たたき台）」について、厚生労働省は都内で業界団体の意見聴取を行った。検討チームのワーキンググループには、厚生労働省以外に、スポーツ庁、農林水産省、経済産業省、国土交通省、財務省、内閣官房、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会、東京都福祉保健局、東京都オリンピック・パラリンピック準備局が同席した。

第1回目には、船舶団体、私立大学関係、麻雀業界、ホスピス団体、病院団体、ホテル業界、飲食業界、消費者団体の10団体が参加した。

船や飲食店は、簡単に喫煙室を設けることができないなど反対意見があり、厚労省案の修正を求めた。また、ホスピスなど人生最後を看取る現場では、「最後の1本」という患者からの申し入れと、看護職・病棟スタッフの受動喫煙防止との間で、病院管理者ではなく、現場の師長などが苦慮しているという課題も示された。唯一消費者団体だけが全面的に賛同するとした。

第2回が11月16日（水）に開催され、20団体から意見聴取した。これらを元に、年内に対策の内容を決定する方針という。早ければ来年の通常国会へ法案を提出し、2019年ラグビーワールドカップ開催までの施行を目指す。（辻）